

定 款

株式会社 第三銀行

株式会社 第三銀行 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当銀行は、株式会社第三銀行と称する。英文では、The Daisan Bank,Ltd.と表示する。

第2条 (目的)

当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第3条 (本店の所在地)

当銀行は、本店を三重県松阪市におく。

第4条 (機関)

当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当銀行の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、伊勢新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

当銀行の発行可能株式総数は7千万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は7千万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は7千万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。

第9条（単元未満株式を有する株主の権利）

当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規則）

当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 優先株式

第11条の2（A種優先配当金）

当銀行は、第35条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当の額の合計額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

第11条の3（A種優先中間配当金）

当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

第11条の4（A種優先株主に対する残余財産の分配）

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- ② A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

第11条の5（A種優先株主の議決権）

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

第11条の6（普通株式を対価とする取得請求権）

A種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当銀行に対して自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行はA種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

- ② 取得請求期間は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。
- ③ 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- ④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

第11条の7（金銭を対価とする取得条項）

当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

- ② 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

第11条の8（普通株式を対価とする取得条項）

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第11条の9（株式の分割または併合および株式無償割当て）

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- ② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第11条の10（除斥期間）

第37条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

第13条（開催場所）

当銀行の株主総会は、三重県松阪市内で開催する。

第14条（議長）

株主総会の議長は、取締役頭取がこれにあたる。

取締役頭取に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第18条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）

当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条の2（種類株主総会）

第14条、第15条第1項、第16条、第17条および第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

- ② 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（選任）

当銀行の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- ② 前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（取締役会）

取締役会は、すべての取締役で組織する。

- ② 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第23条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。

取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第24条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役頭取1名を選定し、必要あるときは取締役会長および取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 役付取締役の職務に関する事項は、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（代表取締役）

取締役頭取は当銀行を代表する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役頭取以外の代表取締役を選定することができる。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第28条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当銀行は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第29条（取締役の責任免除）

当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員および監査等委員会

第30条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第31条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第32条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第33条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第34条（事業年度）

当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当の基準日）

当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条（中間配当）

当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

第37条（配当の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払義務を免れる。

- ② 未払の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

(平成29年12月15日改定)